

障がい者の支援に関する施策についての意見

資料 3

障害者施策推進協議会委員名	谷村 操
---------------	------

鳥取県民生児童委員協議会理事

No	分野	2. 保健・医療__ (5) 難病に関する施策の推進
1		難病医療費助成の支給認定申請手続きについて病院の先生の診断書が必要ですが、一人暮らしの場合は、民生委員の人だけではなくて一般の人にも手伝ってくれる協力者(ボランティア)が必要である。

担当課	回答
健康政策課	県では難病相談・支援センターを鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構鳥取医療センターに設け、難病医療費助成の申請のほか様々な難病の患者の方の療養生活の相談に応じているところです。医療費助成の申請にあたっては、上記の難病相談・支援センターや受診されている医療機関の相談員等にご相談いただいているところですが、お困りのことがあれば難病患者の申請の利便性等の向上のため、実情をお聞かせください。

No	分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (1) 障がい者雇用の促進、(4) 経済的自立の支援
2		障がい者が一人暮らしをし、自立できるだけの十分な賃金支払いが実現することを願っている。

担当課	回答
障がい福祉課(就労)	平成29年度に策定した「第3期鳥取県工賃向上計画」に基づき、障害基礎年金等の所得と合わせて地域で経済的に自立して生活するために必要な所得を確保することを目指し、新商品開発の補助、農福連携のマッチング、共同作業場の拡充などを通して、平成30年度以降の工賃向上に取り組んでいきます。

障害者施策推進協議会委員名	山根 裕 委員
---------------	---------

(社福)鳥取県身体障害者福祉協会会長

No	分野	8. あいサポート運動の推進__ (1) 県内での取組み 9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
3		障がいや障がい者に関する正しい知識、理解が進んでいない。県民、企業等に対して、チラシやメディアを使った広報だけでなく、より一層積極的に普及啓発に取り組んでほしい。

担当課	回答
障がい福祉課(社会参加)	鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(愛称:あいサポート条例)において県民運動として位置づけているあいサポート運動を推進し、研修等を通して県民の障がいへの理解を深めるとともに、年少期から障がいについて学ぶ機会としてあいサポートキッズ制度の普及・啓発を進めます。また、県内3か所で障害者差別解消法を知るための研修会を開催するなど、障害者差別解消法やあいサポート条例についての理解を深めていただく取組を引き続き行います。

障害者施策推進協議会委員名	田中 啓子 委員
---------------	----------

(一社)鳥取県手をつなぐ育成会理事

No	分野	3. 安全・安心__ (1) 防災対策の推進
4		7月豪雨、台風21号など何度も防災無線で注意を呼びかけていたが、聞き取りにくかったので何か良い方法はないだろうか。防災情報がテレビに出るが、この度の北海道のように停電が長引いた場合、携帯電話も充電できず、インターネットも使えなくなる。ポケットラジオや懐中電灯を常備しておくことや、停電が長期の場合プレーカーをおろしておくなど、対策が記載された防災用のパンフレットがあればありがたい。

担当課	回答
危機管理政策課	事前の防災対策を掲載した配布物としては、県とNTTとタウンページとの相互応援協定にもとづき、本年7月に全戸配布した「防災タウンページ(鳥取県版)」がありますが、このほかにも、県危機管理政策課HPでは、「防災の基礎知識」の「家の中の備え」の中で、持出品や事前対策を掲載していますので、御確認ください。 ※HPアドレス: https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=31256 また、気象や避難勧告等の情報の確認漏れを防ぐため、鳥取県では「あんしんトリピーメール」によるメール配信サービスも行っているため、こちらも御活用ください。 なお、鳥取市では、防災行政無線で放送が聞き取れなかった場合は、次の方法でその内容を確認することができます(鳥取市HPから)。 ①鳥取市防災行政無線の放送内容確認ダイヤル(0857-21-6100)②鳥取市の公式HP③あんしんトリピーメール④CATV「鳥取市コミュニティデータ放送」⑤NCN「減災・ライブチャンネル」

障害者施策推進協議会委員名	森下 義明 委員
---------------	----------

(公社)鳥取県視覚障害者福祉協会 理事

分野 No	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
5	人材の育成・確保について。点訳者、音訳者の養成に力を入れてほしい。図書館、書店などの書物に比べて、点訳、音訳された書物はわずかなものしかない。情報を知りたくてもなかなか得られないのが現実なので、今後の情報提供を促進するためにも点訳者、音訳者の数と質の充実をお願いしたい。

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	点字図書及び録音図書の製作、貸出等を行う点字図書館の運営に対して助成を行っており、引き続き支援を行っていきたいと考えています。また、併せて市町村において、地域生活支援事業により点訳・朗読奉仕員を養成するための講習会を実施しているところであり、着実に養成が図られるよう取組を継続して支援していきたいと考えています。

分野 No	4. 生活環境__ (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等
6	公共交通機関のバリアフリー化について。私は、通勤にバスを利用している。以前に比べてバスの車高が低いバスが増えてきた。段差もなく上り下りが楽にできる。また、最近バス停の時刻表どおりバスがくるようになってきた。車内案内の声はよく聞こえるが、バス停にいるときに車外案内の声が聞きにくい時があるので、もう少し音量を大きくしてほしい。また、JRの車内案内が聞きにくい時があるので、聞きやすくしてほしい。なお、全体的に、以前に比べてバリアフリー化が進んできていると思う。

担当課	回答
交通政策課	各事業者とも、バリアフリー化の推進には積極的に取り組まれているところです。音声案内は車内外の雑音などにより聞き取りにくい場合も考えられますが、ご意見につきましては、バス事業者及びJR米子支社にお伝えします。

分野 No	5. 情報アクセシビリティ__ (2) 情報提供の充実等
7	情報提供の充実について。テレビ放送の緊急速報についてですが、字幕放送では何が起きたかわからない。字幕スーパーを音声切り替えにすると音声で流れるように、事業者に働きかけてほしい。

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	国においては、平成19年10月に、平成29年度までの字幕放送・解説放送等の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、放送事業者へ番組等制作費の一部を助成するなど、字幕放送・解説放送等の普及促進の取り組みを進めています。平成30年2月には、平成30年度から39年度までの普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、解説放送の対象番組について、NHK総合及び民放キー5局等は15%以上(旧目標:10%)、NHK教育は20%以上(旧目標:15%)とし目標値を引き上げるなど、視覚障がい者等の情報アクセス機会の一層の確保を図ることとされたところです。御意見の趣旨は、(公社)鳥取県視覚障害者福祉協会とも相談しつつ、機会を捉えて放送事業者等にお伝えしていきたいと考えています。

障害者施策推進協議会委員名	諸家 紀子 委員
---------------	----------

(公社)鳥取県聴覚障害者協会理事

No	分野	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
8		きこえない・きこえにくい人も高齢化が多くなり、在宅でサービスを受ける人が増えている。筆談では伝わりにくいこともあり、要望を出したくても遠慮してしまう例が多い。少しでも手話ができる人材を増やすことで安心してサービスを受けることができるので、育成の際はコミュニケーション手段についても学ぶべき。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援)	障がい福祉サービスを受けるにあたり、相談支援専門員による「サービス等利用計画」を作成する必要がありますが、その際には、筆談のみならず手話によるコミュニケーションも重要とは考えます。しかし、相談支援専門員に対して、サービス受給に関するやりとりができるほどの手話に関するスキルを求めることは現実的ではないと思いますので、遠隔手話通訳サービスの活用など、代替可能な手段により意思疎通を図ることがまずは安心したサービス利用につながるものだと考えています。

No	分野	5. 情報アクセシビリティ__ (1)情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
9		JRの駅、バスの案内所に遠隔手話通訳用のタブレットが設置されているが使えず、充分機能しない状態である。設置して終わりではなく、有効に使用できるよう、県の指導をお願いしたい。

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	御意見を踏まえ、平成30年9月26日付けで改めて各設置機関に対して、当該サービスの円滑な実施を依頼しました。

No	分野	5. 情報アクセシビリティ__ (1)情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
10		現在、鳥取県では、BSS山陰放送『マルっと！とっとり』など手話のワイプや字幕などを付けていただいているが、そのほかの民間放送局やNHKで、最低でもニュースに手話のワイプや字幕を付けるようにご検討をお願いしたい。

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	国においては、平成30年2月に字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、放送事業者へ番組制作費の一部を助成するなど、字幕放送等の普及促進の取り組みを進めています。御意見の趣旨は、機会を捉えて放送事業者等にお伝えしていきたいと考えています。

No	分野	5. 情報アクセシビリティ__ (3)行政情報のバリアフリー化
11		行政の情報配信について、手話動画の配信をお願いしたい。

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	既に県政番組等では手話を付加した放送を行っており、今後とも行政情報に係る情報アクセシビリティの向上に努めていきたいと考えています。

No	分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (1)障がい者雇用の促進
12		鳥取県内のきこえない・きこえにくい人が民間企業で就業し、手話通訳派遣を希望しても、企業秘密を守るために、手話通訳派遣ができない現状がある。鳥取市内では、少しずつではあるが、理解のある企業も増えては来ているが、まだまだ理解のある企業が少ない。きこえない・きこえにくい人が手話通訳派遣や要約筆記派遣ができる環境整備をお願いしたい。

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	あいサポート運動等の取り組みを通じて、企業等の理解を進めていきます。

No	分野	8. あいサポート運動の推進__ (2)県外での取組み
13		手話バッジについて、県外の手話を勉強中の方から欲しいとの声があった。県外へも積極的に普及を図ると良い。

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	手話バッジは、県内においてろう者が街中などで聞こえる人とコミュニケーションを取りやすくするため、手話ができることを示す目印として作成し、平成30年7月1日から県民向けに配付しています。取り組みを始めたばかりであり、まずは県内での普及を進めて参ります。

障害者施策推進協議会委員名	村岡 信寿 委員
---------------	----------

鳥取盲ろう者友の会会長

No	分野	1. 生活支援__ (1) 相談支援体制の構築
14		盲ろう者として当会が把握しているのは30人程度である。他の障害が重複している場合は、継続した相談が必要である。他の分野でも同様ではないかと推測するが、相談体制の拡充が必要とされていると思う。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援)	視覚や聴覚のみならず、肢体や知的の障がいがある場合には、盲ろう者通訳介助といった意思疎通支援事業以外の、障害福祉サービスの受給が不可欠となると考えられます。必要に応じて、盲ろう者支援センター等から相談支援事業所への案内を行っていただくことをお願いしたいと思います。加えて、他の障がい分野に比べ認知の進んでいない「盲ろう」という障がいのある方へのサービス提供に関して、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の利用拡大について、貴協会と共働して進めていきたいと思っております。

No	分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援
15		盲ろう者が仕事をするのはなかなか難しく、先進的な取り組みも全国にはあるが、当会でも目指したいとは思っている。特に、若い盲ろう者が18歳を過ぎたらどう暮らしていけばいいのか模索中である。(施策への意見というよりは現状の陳述です)

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC)	先進的な取り組みを参考にしながら、検討していきたいと考えています。

障害者施策推進協議会委員名	山根 美代子
---------------	--------

全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部理事

No	分野	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
16		福祉・医療現場での人手不足が深刻です。制度、場所がありながら、人の確保が難しく利用ができない。例として、以下ができるようお願いしたい。 ・介護士が准看を取るための補助制度確立 ・夜間のヘルパー不足の解消としてパナソニックなど大手が介護 ・部門をもっているその支店誘致 ・施設の人手不足解消のため、訪問系のサービスの出入り

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援)	障害福祉サービスに限らず、福祉分野の人材不足は全国的な課題となっています。国の処遇改善加算の活用をこれまでも事業所に呼びかけ、それぞれの事業所の人員確保の後押しをしていますが、非常に難しい状況にあります。御意見のあった補助制度の拡充などについて、費用対効果の面などからも検討をこれからも行っていきたいと思っております。

No	分野	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
17		医療ケアのある重症児者のコーディネーターの育成(他県では動いている)をお願いしたい。

担当課	回答
子ども発達支援課	本県でも、相談支援専門員や訪問看護師、保健師等を対象とした「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を10月20日から、11月にかけて5日間の日程で実施しているところです。本研修を通して医療的ケアを要する障害児者の支援を総合調整する人材を養成し、鳥取県障がい者プランに定める医療的ケアを要する障がい児者の支援体制構築を目指します。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2) 教育環境の整備
18		重症者の生涯教育を行ってほしい。(関東で始めている取り組みがある。)

担当課	回答
特別支援教育課	新学習指導要領においては、児童生徒への「生涯学習への意欲の向上」に配慮することが新しく記載されたところであり、新学習指導要領の各学校への周知を通して、卒業後においても様々な諸活動に取り組もうとする児童生徒の育成を図っていきたくと考えているところです。併せて、関東での取組みなど先行事例等の情報を収集し、本県でどう行おうか等、他部局とも連携して今後の対応を検討していきます。

障害者施策推進協議会委員名	南前 素子
---------------	-------

(特非)鳥取県自閉症協会理事

No	分野	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
19		毎年、自閉症・発達障がいへの理解・啓発の研修や強度行動障害への研修等、充実が図られていると感じています。現場への実践に活かすことができるように、今後も各年齢別であることと基礎編からステップアップ編・フォローアップ編と連続講座の企画を希望します。

担当課	回答
子ども発達支援課	事業所職員研修では、発達障がい児者の事業所を対象としていましたが、子どもを対象とする事業所向け研修と、大人を対象とする事業所向け研修に分けて実施できるよう検討します。また、思春期の子どもへの支援ができる人材育成のための研修は引き続き実施します。研修内容については、基礎的なことから応用的な内容まで研修できるよう検討します。

No	分野	1. 生活支援__ (4)サービスの質の向上等
20		生活介護事業所不足の問題はなかなか解決できない状況が続いています。また、最近ではヘルパー不足・ヘルパー事業所の閉鎖と新たな問題が起こっています。当事者が毎日安心して生活ができ、社会参加が出来るためにも、支援者の協力は不可欠です。今ある事業所の環境の整備や支援員確保・支援員の研修等の工夫で、自閉症・発達障がいの方が安定して利用できるような状況にしたい。

担当課	回答
障がい福祉課(サービス)	サービス事業所等従事者を対象にした各種研修を実施しています。研修の内容については、相談支援専門員やサービス管理責任者などで構成する検討会やそれぞれの研修の打ち合せ等で見直しや工夫を図っています。また、行動障がい等により支援が困難な事例を抱える事業所に対しては、専門家を招致しての検討会等に要する経費等を助成する制度を設けており、障がい福祉サービス事業所に積極的な活用を促し、サービスの質の向上を図っていきます。

No	分野	1. 生活支援__ (4)サービスの質の向上等
21		各圏域で行われている自立支援協議会にて、分野ごとの会議が行われていると思います。入所施設・生活介護事業所・B型作業所・放デイ・児童デイなどの事業所同士の情報交換の場でもあるかと思えます。しかし実態はどう活用されているのか余り伝わってきません。たとえば日々事業所内で抱えている問題を事業所内で解決するのではなく、問題を持ち寄って検討をしたり、環境整備や支援内容について専門家のアドバイスをもらい、研鑽できるような研修内容を計画したりと協議会を有効に使ってほしい。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援)	各圏域で設置されている自立支援協議会は、分野ごとの会議が活発に行われている地域とそうでない地域に分かれているのが実態です。事業所同士の情報交換の場というより、一つの法人や団体では解決できない課題を解決したり、地域の同意を行うための協議会となっているのが実態です。ただ、ご指摘のとおり、環境整備や専門家のアドバイスについても、障害福祉サービスの質の向上という点で必要なことであると考えますので、県地域自立支援協議会でも各圏域の自立支援協議会のあり方や役割を改めて検討する際の材料とさせていただきます。

No	分野	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
22		今や、自閉症等発達障がいの人の支援手法は確立しつつありますが、特化したケアホームはまだ無いのが現状です。在宅の重度自閉症者の将来の住まいのあり方としてのモデル的なケアホームを立ち上げを要望します。

担当課	回答
障がい福祉課(サービス)	自閉症・発達障がいへの理解を深める啓発・研修を継続して実施し、支援の質と量の確保を図ります。また、重たい発達障がいがあっても利用できるグループホームを事業者が創設・継続的に運営するために、県として何が出来るのか検討していくことにします。

No	分野	1. 生活支援__ (4)サービスの質の向上等
23		既存の施設をショートステイとして利用する場合に、環境の不備や入所施設の空きが無く、緊急性を要する場合でも利用できず、なんとか自宅で過ごした例を聞くことがあります。空き状況の制限は仕方ありませんが、せめて利用者にとって過ごしやすい環境や支援であることを望みます。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援)	特に発達障がいがある利用者の場合、環境とのマッチングは短期入所以外のサービスにおいても不可欠なことと考えられますので、そして障害福祉サービス事業所にも利用者の特性等を理解していただくためにも、緊急時のみならず、平常時から利用者短期入所以外の障害福祉サービスに慣れてもらうことも重要だと考えています。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (1)インクルーシブ教育システムの構築
24		改定となった学習指導要領では、小中の特別支援学級と通級指導教室を利用する児童生徒には、個別の教育支援計画を全員作成することが必須となりましたが、このことが先生方と保護者に十分理解され、計画書の取扱が充実したものとなるよう、より一層の配慮をお願いします

担当課	回答
特別支援教育課	個別の教育支援計画の作成と活用については、「個別の教育支援計画～作成・活用マニュアル～」を平成27年3月に作成し、特別な支援が必要な児童生徒について、各学校に理解及び活用の促進をお願いしています。また、本年8月27日公布・施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を各市町村教育委員会に通知し、特別支援学級及び通級指導教室在籍児童生徒の個別の教育支援計画の作成と活用について、各学校に周知したところです。今後も、教職員対象の研修会や小中学校長会等において、個別の教育支援計画の作成と活用について、理解や促進を図っていきます。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (1) インクルーシブ教育システムの構築
25		福祉、教育ともに市町村間で発達障がいに対する理解や施策に大きな格差があり、理解のないところが、外部との連携を拒む傾向にあります。学校でも施設でも、不適切な対応から本人に不適応がおきているような場合に、保護者はどのように外部の機関の介入を受け入れてもらうようお願いすればいいのか、その方法をお示し下さい。また、学校での支援者会議には、保護者の希望を把握した上で、外部機関同席が可能となるよう、小中学校への指導をお願いします。

障害者施策推進協議会委員名	大本 裕之 委員
---------------	----------

担当課	回答
特別支援教育課 子ども発達支援課	<p>【特別支援教育課】 発達障がいに対する理解・啓発については、全県に14名のLD等専門員を配置し、各専門員が定期的に担当区域を巡回したり、依頼に応じたりする中で、各保育所・幼稚園、小学校、中学校等の教職員に対し、発達障がいのある幼児児童生徒等に対する効果的な支援について提案したり、関係機関との連携の在り方や必要性について助言したりしています。また、LD等専門員は、保護者からの依頼相談にも対応しておりますので、各教育局、県教育センター、県教育委員会特別支援教育課へお問い合わせください。また、教育と福祉の連携の推進については、各市町村教育委員会や校長会等を通して、各学校に通知しているところですが、引き続き、より一層推進していきたいと考えています。</p> <p>【子ども発達支援課】 発達障がいに対する理解・啓発については、発達障がいの啓発リーフレットを作成し、関係機関への配布を行っています。また、平成25年度から、各圏域ごとに発達障がい児者事業所職員研修会を実施し、毎年多くの職員が受講しています。今後も理解啓発に取り組んでいきたいと思ひます。御利用の施設で不適切な対応があったと思われる場合には、各圏域の県総合事務所福祉保健局(東部圏域は、鳥取市役所)に御相談ください。内容に応じて、御利用の施設に出向いて状況を伺うなどして対応したいと思います。</p> <p>【障がい福祉課】 支援の内容について、発達障がいへの理解不足等による、支援内容に関する疑問や相談がある場合は、サービス等利用計画を作成した相談支援専門員にお伝えいただき、必要に応じて担当者会議を開催するなど、よりよい支援に向けた話し合いを持つことが出来ます。法令に照らして不適切な対応があった場合には、総合事務所福祉保健局(東部圏域は鳥取市)へご相談いただくこととなります。</p>

鳥取県腎友会会長

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実等、(4) 人材の育成・確保
26		専門医の確保、かかりつけ医から専門医への流れの確保をお願いしたい。慢性腎臓病から、腎不全、そして、人工透析(血液・腹膜)が腎移植の治療になる。健康診断で尿タンパクの出た時点での専門医の受診がつぎの慢性腎臓病にすすむのか、慢性腎臓病の時点で専門医にかかるのがその後の病気の進行するのか、進行を止める、遅らすなど大きく関わると言われている。多くの透析患者が、早期に専門医にかかっていたらという声を聴いてきた。かかりつけ医から、腎臓内科専門医への紹介の流れを進めること、また開業医の専門医は県内8カ所(鳥取市2名、倉吉2名、米子4名、あとは鳥大5名、労災3名、中央病1名、厚生1名)である。自分の身近に専門医を確保をしていただきたい。

担当課	回答
医療政策課	専門医の確保は重要と認識しており、診療報酬の見直し等により腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく予定です。

No	分野	2. 保健・医療__ (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
27		人工透析患者にとって、一生この治療を続けなければならない。唯一、完治するには移植か再生医療によるものであるだろう。しかし、毎年、臓器移植・アイバンクなどの協力で移植キャンペーンを行っているが、全国で生体腎移植1,471名、献腎移植(脳死、心停止など)177名、計1,648名(2016年)2011年からほぼ横ばいである。諸外国と比べてもかなり低い数字である。増加しない原因はいろいろあると思われるが小学校から大学までの教育の現場における正しい情報の伝達が、とても重要だと思われる。小・中・高生の臓器移植への理解を深めるために教師が臓器移植の授業に取り上げられるように、マニュアルの作成、講習を実施することをお願いします。

担当課	回答
医療政策課	臓器移植への理解を深めるため、県内の中学・高校生を対象とした学習会を、希望する学校において開催している。国で作成しているパンフレット等を教材に毎年学習会を開催しているが、県教育委員会と連携して、今後も引き続き開催していきたい。 (平成30年度開催実績)気高中学校、日野中学校、江府中学校、八頭高等学校、倉吉西高等学校、境高等学校

No	分野	8. あいサポート運動の推進__ (3) 行政機関等における配慮
28		ヘルプマークの継続的な啓発活動と学校教育での啓発活動のお願い。ヘルプマークを配布していただきありがとうございます。啓発活動を継続的に行っていただきたい。また、身に付ける方の心構え、どんなメリット・デメリットがあるのか。しっかり研修の機会が必要。また、児童生徒への啓発をお願いしたい。

担当課	回答
障がい福祉課(社会参加)	ヘルプマークは、外見からほわかりづらくても配慮や支援が必要な方が着用することにより、周囲の方からの配慮や支援を得やすくなる効果がありますが、現在、県広報媒体(県政テレビ、新聞広告、駅前広告塔など)を活用した周知や各種研修会での説明及びチラシ配布、公共交通事業者へ出向いてのヘルプマーク周知協力依頼などを実施しています。また、児童生徒への啓発については、年少期から障がいについて学ぶ機会としてあいサポートキッズ制度の普及を進めており、各種研修の中でヘルプマークを取り上げているほか、ユニバーサルデザイン出前授業において学校へ出向いた際にも啓発しています。今後も、こうした取組を通して啓発に努めていきます。

No	分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (2) 権利擁護の推進
29		UDタクシーが県内至る所で見受けられようになりました。しかし、車いすでの乗車を拒否されるとかが起こっていると聞く。しかし、何処に訴えていくのか、改善されるのか等、流れがわからない。 差別的な事象が起こったとき、何処に訴えていき、どのような流れで進んでいくのか当事者にわかるように教えて欲しい。多くの方は、自分の中にしまっている方が多いと思われる。

障害者施策推進協議会委員名	森田 多賀枝 委員
---------------	-----------

担当課	回答
障がい福祉課(社会参加)	障害者差別解消法では、国や地方公共団体は、障がい者差別に関して紛争の防止や解決のための体制確保を求められていますが、県では、障がいを理由とする差別について、相談員が相談に応じるとともに相談者への支援を行うための窓口として、「障がい者差別解消相談支援センター」を平成29年9月に県内3か所に設置していますので、「不当な差別的取扱い」を受けたり、「合理的配慮の提供」がなされなかった場合は御相談ください。 相談受付後の対応については、その内容や相談者の意向によって異なりますが、関係機関への伝達あるいは関係機関等と対応策を検討しながら解決を促進するなどの対応を行っているほか、関係機関が連携して障がい者差別の解消を図ることを目的に設置している「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」において情報共有や再発防止のための取組検討などを通して問題解決に向けて取り組むこととなります。 なお、障がい者差別に関する相談窓口について、「よりよい暮らしのために」への掲載や、あいサポート条例の研修を行う際などに周知していますが、当事者の方にもわかるよう、今後さまざまな機会を活用して周知を図っていきます。

鳥取県高次脳機能障害者家族会会長

No	分野	2. 保健・医療__ (2) 精神保健・医療の提供等
30		中途障害となった本人の二次的な精神障害への医療提供がどの地域にいても十分できるようにしてほしい。例えば、高次脳機能障害になった本人に家族や周囲が「努力が足りない」、「役に立たない」などと言って、本人が自信を失い、居場所がなくなってしまう状態になっている場合、心理的ケアを行う場がない。

担当課	回答
障がい福祉課(精神)	二次的な精神障がいへの医療提供については、各圏域にある精神科を標榜する医療機関で対応することができている状況にはありますが(県高次脳機能障がい支援サイト参照)、不足している部分がありましたら教えていただけたらと思います。心理的ケアについては、精神科への通院、障がい福祉サービスの利用、鳥取県高次脳機能障害者家族会への参加、また各圏域の保健所等での相談を通してケアを行うことはできないでしょうか。また、御家族等への高次脳機能障がいへの理解を深めるためにも、県においては「高次脳機能障がい者支援拠点機関」において、引き続き相談対応、研修会の実施、普及啓発等に務めていきたいと考えております。

No	分野	3. 安全・安心__ (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
31		スマホの利用が便利な社会となり、ネットの中での友人関係、取引などが見えにくいいため、本人が被害にあっているかどうかは大きな被害にならないと分からない。本人、家族へのトラブル防止を教育できる仕組み、あるいは阻止する仕組みがほしい。

担当課	回答
消費生活センター	消費生活センターでは、障がい福祉課と連携し、御要望に応じた消費生活トラブルに遭わないための出前講座実施と、消費生活相談窓口の御案内を行っております。 また、平成29年度に、特別支援学校向けの消費者教育教材を作成し、県内の特別支援学校及び中学校の特別支援学級で活用いただくよう配布を行いました。当該教材は、主に、社会に出ていく高等部の知的障がい(軽度)のある生徒を対象としたもので、ネットでの消費者被害の防止策等を学習できるよう構成しています。 今後も、引き続き、障がいのある方に対する消費者被害防止及び消費生活相談窓口の周知を図ります。

No	分野	1. 生活支援__ (1) 相談支援体制の構築と 9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
32		障がいを理由とした本人に対する否定があるが、それを相談したり、家族を支える機関がないことで追い込まれている。 「自立」という考え方が多くは経済的なことと捉えられ、収入の高いことのみを家族も本人も目標としがちである。それができないことで、家族に責められ、本人も自信を失う。今以上に家族と本人の周囲への支援を充実してほしい。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援)	障がい当事者への支援のみならず、保護者等の家族支援が必要なケースも多くあると考えられますので、ペアレントメンターなど現在でも使える保護者支援制度もあります。相談支援事業所やその他ピアサポートなども活用していただきながら、それぞれの立場で障がい当事者の「自立」を多面的に考えるきっかけを作っていただき、適切な支援に結びつくよう関係者に呼びかけていきます。

障害者施策推進協議会委員名	足立 淳 委員
---------------	---------

(福)もみの木福祉会 管理部長、(特非)あかり広場 副代表理事

No	分野	1. 生活支援__(4)サービスの質の向上等
33		障がい者プランのP55に、「鳥取県独自の事業所認定制度を設け、質の高いサービスを提供する…推奨する仕組みを検討します。」とあるが、具体的に進捗しているのか教えてください。

担当課	回答
障がい福祉課(サービス)	平成30年度から障害者総合支援法の改正により利用者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるよう障害福祉サービス等情報公表制度が設けられたことから、事業者のサービスの内容や提供状況等がインターネット上で誰でも確認できる環境が整備されました。このことから、今現在、県独自の認定制度を創設する必要性は低くなったものと考えています。 行政により特定の事業者を推奨するのではなく、事業者等が提供する情報を公平に利用者や相談支援事業所等に提供し、利用者等による評価・選択によりサービスの質の向上を図るためのこの制度を適切に運営していきたいと考えています。

No	分野	1. 生活支援__(5)人材の育成・確保
34		障がい者プランのP55に、「社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職に関する奨学金制度を実施します。」とありますが、具体的に教えてください。

担当課	回答
障がい福祉課(サービス)	現在、障害福祉サービス事業所向けの奨学金制度を設けることは考えていません。障害福祉サービス従事者等研修を実施することにより障がいの特性を理解した支援員の養成を図ってまいります。